

案内

「**学びの**変革環境充実奨学金」制度を

活用しませんか

ポイント① **保護者が負担**する**生徒用コンピュータ等の費用**を支援する制度です。

ポイント② **返す必要のない給付金**です。

ポイント③ **生活保護受給世帯**、**住民税非課税世帯**等が対象です。

※ 詳細は「2 給付対象者」を参照してください。



1 申請方法

お手持ちのパソコンやスマートフォンから、**広島県電子申請システム**で申請

※ 紙での申請を希望する場合は、お問合せ先に御連絡ください。

電子申請

① ホームページにアクセス

広島県教育委員会 学び奨学金

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/manabinohenkakusyougakukin.html>

QRコードからも
アクセスできます。



② システムに申請情報を入力し、レシート等*を添付して、申請

広島県電子申請システム



※ 購入代金を学校に支払っている場合はレシート等が不要



申請期限：令和5年7月31日（月）

※ 申請期限を過ぎた場合、奨学金を受給することができない場合があります。

2 給付対象者（次の①又は②に該当する方）

① 次の要件を全て満たす方

- ア 保護者等全員の住民税所得割が非課税相当の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯
- イ 生徒が広島県内の国公立私立高校等に在学している
- ウ 授業等で使用する生徒用コンピュータなどを保護者負担により購入等している

② 家計が急変した方

向こう1年間の収入見込みが非課税世帯に相当し、上記のイ・ウの要件を満たす場合

※ こちらの区分での申請を希望する場合は、お問合せ先まで御相談ください。

3 給付額

生徒用コンピュータ購入代金等の対象経費を修業年限で分割した額を各年度1回給付します。

各年度の上限額 (各年度で申請が必要)	修業年限が3年（全日制等）の場合	35,000円
	修業年限が4年（定時制等）の場合	29,500円

— お問合せ先 —



ひろしまけん きょういくいんかい じょきょく まな へんかく すいしんぶ きょういく しえん すいしんか きかくちょうせいかり
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係

電話：082-513-4996 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

メールアドレス：kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

生徒・保護者等の皆様へ

令和5年度

ひろしまけんこうとうがっこうとうまな へんかくかんきょうじゅうじつしょうがくきん
広島県高等学校等学びの**変革環境充実奨学金**

- 申請手続きのご案内 -

申請手続きは、原則としてオンラインで行ってください。



申請期限：令和5年7月31日（月）

広島県教育委員会

目次

制度の概要……………	1	申請フォームの入力……………	4
奨学金申請から受給までの流れ……………	2	生活保護の証明例……………	7
必要書類一覧（申請に必要な書類）……………	3	申請手続き及び給付に関するQ & A……………	8

お問
合せ先

広島県教育委員会事務局

学びの変革推進部

きょういくしえんすいしんか
教育支援推進課

きかくちょうせいがかかり
企画調整係

☎ 082-513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時まで

✉ kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

（メールでお問い合わせの際は、件名を「学び奨学金申請」としてください。）

制度の概要

ひろしまけんこうとうがっこうどうまな へんかくかんきょうじゅうじつしょうがくきん

「広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金」は、
高等学校等の授業等で使用する生徒用コンピュータなどを学校の案内により
保護者負担で購入等した場合に、その費用の一部を給付する制度です。（返還不要）

給付 対象者

次の要件を全て満たす必要があります。

- ✓ 保護者等全員の住民税所得割額（都道府県民税・市町村民税所得割額の合計額）が **非課税相当**（注1）又は **生活保護受給世帯**（注2）である
- ✓ 生徒が広島県内の国公立高校等（注3）に在学している
- ✓ 授業等で使用する生徒用コンピュータ等を保護者等の負担により購入等している

- （注1） 家計急変により向こう1年間の収入見込額が非課税に相当する世帯を含みます。この場合、原則「高校生等奨学給付金」の給付の決定に基づき、この奨学金の給付を決定します。
- （注2） 生活保護受給世帯で、購入等に係る経費の全額について生活保護費（生業扶助の教材代）から支援を受けている場合は、この奨学金の申請はできません。
- （注3） 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）

給付額 （年額）

生徒用コンピュータ等の購入代金等を修業年限（例：県立学校全日制課程の場合は3年）で分割した額を給付します。

ただし、その額が県の定める上限額を超える場合は、上限額となります。

上限額（令和5年度）

- 修業年限が3年の場合 年間 35,000円
- 修業年限が4年の場合 年間 29,500円

申請 手続

原則としてオンラインで手続を行ってください。

「必要書類一覧（申請に必要な書類）」は、3ページを参照してください。

※ やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない場合は、広島県教育委員会に連絡してください。広島県教育委員会から紙の申請書類を送付します。

給付 時期

奨学金の審査結果の通知で振込予定日をお知らせします。

（申請から給付まで概ね3か月程度かかります。）



奨学金申請から受給までの流れ

1

必要書類の準備

生活保護を受給している場合は、福祉事務所の証明書7ページが必要です。
その他必要書類は 3ページ を参照してください。

2

申請ページにアクセス

申請ページにアクセスし、利用者登録を行うかメールアドレスを入力（手順の違いは下記参照）して、申請フォームに進んでください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14162

右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。



3

必要事項を入力し、書類を添付

マイナンバー等、書類の画像が必要です。

4

データ送信し、申込完了（完了メールが届く）

完了メールには、申請に係る「整理番号」及び「パスワード」が記載されていますので、大切に保管してください。

5

県教育委員会からの審査結果の通知を確認

県教育委員会が給付可否を審査した結果の通知書を保護者等へ郵送します。

申請書類等に不備があった場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡をさせていただきますことがあります。この場合、結果の通知及び給付が予定より遅くなる場合があります。

6

奨学金受領

奨学金が、給付予定日（結果の通知書に記載）に指定の金融機関の口座（申請書に記入された口座）へ振り込まれます。

ただし、生徒用コンピュータ導入に係る学校徴収金に未納や未収金がある場合は、学校が奨学金を代理受領し、学校徴収金の未収金等に充当して相殺する場合があります。

この場合、給付決定額から学校が代理受領する額を差し引いた金額について、申請書に記入された口座へ振り込まれます。

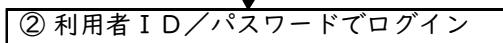
【利用者登録の手順の違い】

《利用者登録する場合》

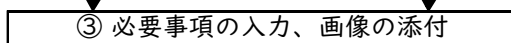
① 利用者情報を登録



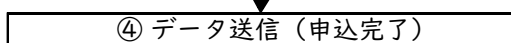
② 利用者ID/パスワードでログイン



③ 必要事項の入力、画像の添付

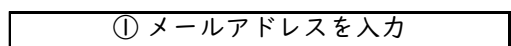


④ データ送信（申込完了）

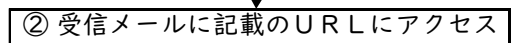


《利用者登録しない場合》

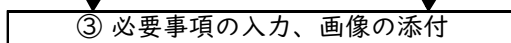
① メールアドレスを入力



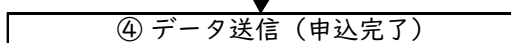
② 受信メールに記載のURLにアクセス



③ 必要事項の入力、画像の添付



④ データ送信（申込完了）



必要書類一覧（申請に必要な書類）

申請者全員

入力時に準備

- 保護者等全員分の個人番号カードなどの画像
- 振込先の通帳の画像

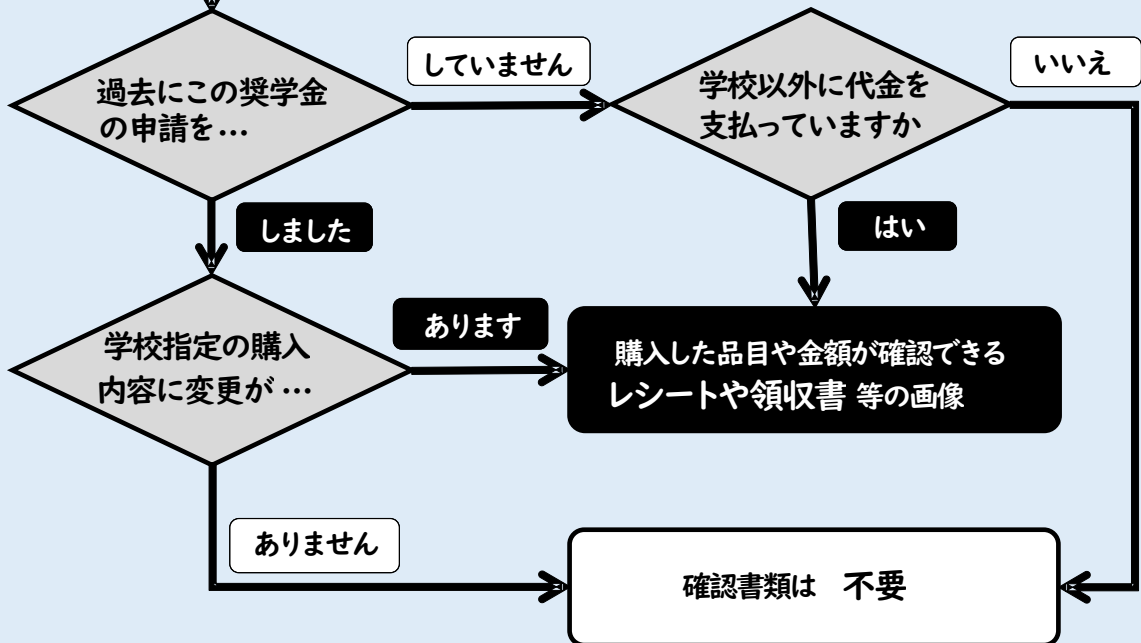
7月1日現在
生活保護を受給している世帯

学びの変革環境充実奨学金申請に係る生活保護費受給（見込）証明書の画像
※ 県ホームページに掲載している様式をダウンロードし、福祉事務所に証明をお願いしてください。

本冊子 7ページ と 9ページ・Q10 を参照

（注）生活保護費から全ての経費の支援を受けている場合は、この奨学金は申請できません。

生徒用コンピュータ購入状況等の確認書類



必要に応じて準備する書類

申請フォームの入力

※申請フォーム等は予告なく変更される場合があります。

2 申請ページにアクセス

1 利用者登録しない場合

こちらのボタンからメールアドレスを入力の上、受信したメールに記載してあるURLから申し込んでください。

2 利用者登録する場合

このリンクから情報を登録の上、利用者 IDとパスワードでログインしてください。

利用者登録の方法については、電子申請システムのヘルプ「利用者情報登録」を参考にしてください。

<https://s-kantan.com/help/PREFHS/profile3-2-1.htm>

3 同意事項の確認・必要事項の入力

令和5年度広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金受給申請書兼同意書

【学びの変革環境充実奨学金】
生徒及びその保護者等は、次の事項について確認し同意の上、この奨学金の受給を申請します
・この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します
・生徒用コンピュータの導入に係る学校徴収金に生じた未納又は未収金に関して学校が当該奨学金からの支払いを求めた場合は、当該奨学金の受領を在籍校の校長に委任し、学校において学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します

※ 同意します **1**

2

申請者(生徒)に関する情報

ふりがな	※氏: <input type="text"/> 名: <input type="text"/>
氏名	※氏: <input type="text"/> 名: <input type="text"/>
生年月日	生徒本人の生年月日を半角数字(0桁)で直接入力してください (例:2006年6月30日生まれの場合 → 20060630) ※ <input type="text"/> カレンダー

1 同意事項の確認

同意事項を確認のうえ、「同意する」を選択してください。

2 必要事項の入力

申請者氏名から順番に必要な事項を入力してください。

3 必要書類の添付

1

マイナンバー確認画像	<p>保護者等(父母の場合は父母のうち一方、生徒が扶養されず独立して生計を営む場合は生徒本人)のマイナンバーが確認できるもの(下に記載したいずれかひとつ)を撮影してその画像を添付してください ※画像から保護者氏名とマイナンバーの両方が目視で確認できるように調整して撮影してください 撮影する際は1600万画素程度(約4800×3450px 縦横比4:3)で撮影し、ファイル容量が大きくなりすぎないようにしてください</p> <p>【マイナンバーが確認できるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面 ・マイナンバーの通知カード(記載事項に変更がない場合のみ利用可) ・マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書 <p>マイナンバーを利用し広島県教育委員会が所得情報及び生活保護関係情報等を確認します 勤務先の給与支払報告や確定申告を行っていないなどの理由で個人住民税が未申告の場合は、課税所得額及び市町村民税の調整控除額が確認できませんので市区町村役場において住民税の申告を行った上で申請してください マイナンバーの利用によってそれらを確認することができず、正当な理由なく広島県教育委員会が定める期限までに必要な対応がなされないときはこの奨学金の不承認を決定する場合があります</p> <p>※ <input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません <input type="button" value="削除"/></p>
------------	---

1 保護者等のマイナンバー確認画像

マイナンバー確認画像は、保護者全員分(2名の場合は2名とも)必要です。

※画像のサイズが大きくなりすぎないように設定を調整の上、撮影してください。

個人番号カードを持っている

個人番号カードの裏面を撮影してください。

<個人番号カード見本>



この面を撮影してください。
個人番号と氏名が同じ画像に収まっているか確認してください。

個人番号カードを持っていない

次のいずれかを用意して撮影してください。

- ①住民票の写し※1 ②住民票記載事項証明書※1
③通知カードの写し※2

<通知カード見本>



※1
住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されているものを用意してください。

※2
通知カードは、発行時から住所、氏名等に変更がない場合に限りです。

2

学校以外に代金を支払った品目	
品目の選択	<p>レシート等が添付されている品目の金額しか給付額の算定対象になりません</p> <p>▲ <input checked="" type="checkbox"/> パソコン タブレット端末等 <input type="checkbox"/> 通信契約(年間費用)</p> <p><input type="checkbox"/> キーボード マウス タッチペン等の入力装置</p> <p><input type="checkbox"/> 初期設定 延長保証等のサービス</p> <p><input type="checkbox"/> セキュリティ 学習支援等のソフトウェア</p>
品目ごとに金額(消費税込)を入力してください	
パソコン・タブレット端末等の金額	<p>金額を円単位で入力してください</p> <p>レシート等が添付されている品目の金額しか給付額の算定対象になりません</p> <p>▲ <input type="text"/></p> <p>学校以外に代金を支払ったパソコン・タブレット端末等のレシート又は領収書等を添付してください。</p> <p>▲ <input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません</p> <p><input type="button" value="削除"/></p>

2 レシート・領収証書当の添付

学校以外にICT端末等の代金を支払っている場合、品目ごとに金額の入力及び領収書を添付してください。

※ ただし、この奨学金を昨年度も申請した場合で、昨年度の申請から購入内容に変更(新たにICT端末等)がなければ添付は不要です。

3

口座情報を入力してください	
通帳等の写し	奨学金の振込先が確認できる通帳等の画像を添付してください ※ ファイルの選択 ファイルが選択されていません 削除

振込先口座はメモを取るなどして忘れないようにしてください。

長期間利用していない口座を振込先口座とする場合は、その口座が利用できることを事前に金融機関に確認してください。

3 奨学金の振込先

奨学金の振込先(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義)が確認できる通帳等の画像を添付してください。

4 申請データの送信

1

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・**入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。**

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

2

< 入力へ戻る
申込み >

●●●各手続きの内容に関するお問い合わせ先●●●
直接各手続きの担当課にお問い合わせください。

●●●操作に関するお問合せ先 (コールセンター) ●●●

【重要】手続き内容に関するお問い合わせには対応できません。

固定電話：0120-464-119 (フリーダイヤル)
携帯電話：0570-041-001 (有料)
(平日 9:00から17:00 年末年始除く)
FAX：06-6455-3268
E-mail：help-shinsei-hiroshima@apply.e-tumo.jp

1 申請内容の確認へ進む

申請情報を入力し、必要書類を添付後、**確認へ進む**をクリックしてください。

2 申請データの送信

内容を確認し、「申込み」ボタンをクリックして、データを送信してください。

※ 利用者登録したメールアドレス又は最初に入力したメールアドレス宛てに「申し込み完了」の通知メール(整理番号とパスワードが記載されたもの)が届きます。

6

生活保護の証明例（福祉事務所用）

【福祉事務所の担当者の方へのお願い】

この証明書は、奨学金と生業扶助の重複受給を防ぐために使用します。

生活保護受給世帯で経費の全額について生活保護費（生業扶助の教材代）から支援を受ける場合は、この奨学金を申請することはできません。この場合、持参者にその旨をお伝えください。

証明書の作成について御不明な点がございましたら、次の部署へ御連絡ください。

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係
 ☎ 082-513-4996 kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp
 [受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時まで

（証明者） ○○○福祉事務所長

印

翌年度以降の受給見込額は、生業扶助の受給が継続すると仮定した場合の証明日現在の見込額を記載してください。

次のとおり生活保護費を受給し又は対象生徒の生活を証明します。

住所	広島市中区基町9番42号
対象生徒氏名	学校名・学年（年次）
広島 太郎	広島県立○○高等学校 1学年
生活扶助	受給開始日（平成 令和 2年 10月 23日）
高等学校等就学費（教材代）	受給開始日（平成 令和 5年 4月 1日）

高等学校等就学費（教材代）の内訳

パソコン・タブレット等の利用コンピュータの調達及び通信等の経費に係る教材代として

項目を括って記載いただいても差し支えありません。

	前年度末までに受給した額	令和5年度の受給（見込）額	翌年度以降の受給見込額（在学期間中）
パソコン・タブレット（ ）	0円	21,600円	43,200円
通信費（フィルタリング料込）	0円	14,400円	28,800円
初期設定費用（ ）	0円	3,300円	0円
保証料（ ）	0円	6,600円	13,200円
セキュリティソフト費用（ ）	0円	1,800円	3,600円
使用アプリ代（ ）	0円	0円	0円
使用アプリ代（ ）	0円	0円	0円
その他（外付キーボード）	0円	2,000円	0円
（ ）	円	円	円
（ ）	円	円	円
合計	0円	49,700円	88,800円

※ 上記に記載した受給（見込）額の計算根拠となる書類がある場合は、添付してください。

備考

計算根拠となる書類がある場合は、添付してください。

申請手続及び給付に関するQ & A

Q1 購入したものは全て、給付の対象となりますか？

A1 この奨学金は、原則として、学校から購入等の指示のあったコンピュータ本体（キーボードを含む。）や通信費、その他アプリケーション等が対象となります。

ただし、端末の延長保証料やセキュリティ対策ソフト等については、学校からの指示の有無にかかわらず、対象経費に含めて申請することができます。

《対象経費に含めてよいものの例》

パソコン・タブレット端末、キーボード、マウス、タッチペン、初期設定費用、延長保証料、セキュリティ対策ソフト、学習支援ソフト、通信契約

《対象経費に含めてはいけないものの例》

パソコン用カバン（カバー）、画面保護フィルム、修理費、銀行振込手数料、配送料、外部記憶媒体（任意で購入したもの）、主たる教材として使用されるデジタル教科用図書の購入費、個人利用するためだけに契約した通信費等

Q2 生徒用コンピュータ等を入学時に一括払って購入した場合でも、35,000円しか給付されないのですか？

A2 この奨学金は、生徒用コンピュータ等の購入代金を修業年限（その学校の標準の卒業までの年数）で分割した額を年1回給付します。修業年限で分割した金額が上限額を超える場合は、今年度の給付は上限額の金額となります。

翌年度以降も対象者の要件を満たす場合は、申請をしていただくことで、上記と同様に算出した額を年1回給付します。

Q3 生徒用コンピュータ等に係る代金は全て学校徴収金（諸費）として支払っているため、手元にレシート等がありません。どのような書類を添付すればよいのですか？

A3 生徒用コンピュータ等の代金を学校徴収金（諸費）として学校に支払っている場合は、県教育委員会が学校に購入費用等を確認しますので、申請者がそれらの金額等を申請書に記入する必要はなく、レシート等の貼付も不要です。

ただし、学校の指定や案内で購入等した場合であっても、その代金を業者へ直接支払っている場合※は、申請書に金額等を記入し、受領証（領収印等が押印してある振込用紙の控え）等の写しの貼付が必要となります。

※（例）入学者説明会等で学校から斡旋された電子辞書ソフトについて、振込用紙を用いて業者へ代金を直接支払い、入学後に当該ソフトを使用できる状態になった場合など

Q4 個人で購入した生徒用コンピュータ等のレシート等を紛失してしまった場合は、申請書への記入はどうなりますか？

A4 レシート・領収書等がないものについては、給付の対象とすることができませんので、申請書にはレシート・領収書等が貼付できるもののみ金額等を記入してください。

なお、当該レシート・領収書等が再発行できるかどうかは、購入等した家電量販店等に直接相談してください。

**Q5 家電量販店のポイントを利用して生徒用コンピュータ等を購入した場合の給付額は
どうなりますか？**

A5 ポイント利用分は「値引き」として取扱いますので、ポイント利用分を差し引いた金額をもとに奨学金の給付額を決定します。そのため、申請書にポイント利用分を差し引いた金額を記入してください。

**Q6 家電量販店でクレジットカードの分割払いで購入した場合の給付額は
どうなりますか？**

A6 クレジットカードの分割払いで購入した場合であっても、申請書には一括払いで購入した場合の金額を記入してください。

**Q7 生徒用コンピュータ等を紛失又は破損し、購入し直した場合、再度申請することが
できますか？**

A7 いかなる理由で購入し直した場合であっても、同一年度中に再度の申請はできません。同一年度中に申請できるのは1回のみですが、翌年年度以降も対象者の要件を満たす場合は、翌年年度以降に改めて申請することは可能です。

**Q8 もともと所有していたコンピュータ等を使う場合、その購入代金等は給付の
対象になりますか？**

A8 学校から購入等を指示される前（当該学校に合格する前）に所有していたコンピュータ等の代金は、原則として給付の対象になりません。ただし、その場合でも、在学中に必要な通信費と、学校の指示により新たに購入したソフトウェア等の代金は給付の対象になります。

**Q9 今年度この奨学金の給付を受けた場合、翌年度以降も継続して給付される
のですか？**

A9 この奨学金は、毎年7月1日時点の課税状況により対象を決定しますので、毎年度申請していただく必要があります。保護者等の収入状況等によっては、令和4年度にこの奨学金の対象であった場合でも、令和5年度以降は対象外となる場合もあります（逆の場合もあります。）。

**Q10 生活保護（生業扶助）からコンピュータの購入代金等の支援を受けていますが、必ず福祉
事務所で証明書を発行してもらう必要がありますか。また、証明を受ける場合はどうすれば
よいですか。**

A10 7月1日現在で生活保護を受給している方は、生活保護費（生業扶助〔高等学校等就学費〕）との重複受給を防ぐため、別紙「生活保護費受給（見込）証明書」を福祉事務所に持参し、その証明を受けたものを提出する必要があります。

ただし、経費の全額について生活保護費から既に支援を受けている場合や、今後受けることが明らかである場合は、この奨学金を申請することはできません。この場合、福祉事務所に証明書様式を持参し証明を受ける必要はありません。

なお、上記について御自身にあてはまるのか不明な場合は、次の書類を持参して、福祉事務所の担当者に相談してください。

- ① 本冊子
- ② 御自身が購入した内容が証明できる書類（レシート・領収書等）
- ③ 学校に代金を支払っている場合はその金額や内容が確認できる通知文書等

- この証明書は、学びの変革環境充実奨学金の申請を行う方のうち、7月1日現在で生活保護の受給世帯に該当する方が提出してください（該当しない場合は不要です。）。
- この証明書を福祉事務所に持参し、その証明を受けたものを提出してください。

学びの変革環境充実奨学金申請に係る
生活保護費受給（見込）証明書

令和 年 月 日

（証明者）

印

次の世帯の対象生徒が、令和5年7月1日現在、次のとおり生活保護費を受給し又は対象生徒の高等学校等在学期間中に受給する見込であることを証明します。

世帯主氏名	住所
対象生徒氏名	学校名・学年（年次）

生活扶助	受給開始日（平成・令和 年 月 日）
高等学校等就学費（教材代）	受給開始日（平成・令和 年 月 日）

高等学校等就学費（教材代）の内訳

教育活動で利用する生徒用コンピュータの調達及び通信等の経費に係る教材代として

内 容	前年度末までに 受給した額	令和5年度の 受給（見込）額	翌年度以降の 受給見込額 （在学期間中）
パソコン・タブレット（ ）	円	円	円
通 信 費（ ）	円	円	円
初期設定費用（ ）	円	円	円
保 証 料（ ）	円	円	円
セキュリティソフト費用（ ）	円	円	円
使用アプリ代（ ）	円	円	円
使用アプリ代（ ）	円	円	円
そ の 他（ ）	円	円	円
（ ）	円	円	円
（ ）	円	円	円
合 計	円	円	円

※ 上記に記載した受給（見込）額の計算根拠となる書類がある場合は、添付してください。

備考